

原状回復費用請求の流れ

物件
明渡日

請求の流れ

(例)
6月17日
明渡の場合

2ヶ月間

賃借人への原状回復費用請求

- ・ 請求書送付
- ・ 督促（支払いがない場合）

8月16日

3ヶ月間

弊社への 原状回復費用の代位弁済請求

* 必要書類一覧：次ページ参照

請求可能期間

8月17日

～

11月16日

書類
到着後

査定*
(請求内容および金額)

弊社

査定結果のお知らせ

金額
確定後

原状回復費用のご送金

*査定結果により請求額の減額または否認させていただく場合があります。

対象となる契約

定率制プランの契約（定額制プランは対象外）

保証金額・限度額

敷金及び保証金によって精算した後の残額のうち、本契約*締結時の原契約**の家賃の3ヶ月分相当額を上限とする。

* 本契約：家賃等保証サービス契約 ** 原契約：本契約締結時の賃貸借契約

請求申請期間

物件の明渡し日から2ヶ月を経過した日から3ヶ月の間

必要書類

- 原状回復費用保証履行請求書
弊社ホームページから書式をダウンロードください。
<https://www.sbigt.co.jp/img/pdf/genjokaifukuhosho.pdf>
- 賃貸借契約書及び約款
- 賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明書等
* 東京都の場合、住宅政策本部HPにフォーマット有
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/tintai/310-4-jyuutaku.htm
- 原状回復費用見積もり及び承諾書面等
- 工事前の写真類
エクセルファイルでのご提供をお願いします。
- 入居前の写真及び確認書
- 賃借人への原状回復費用請求書及び督促状のコピー
- 賃借人への交渉記録

申請は原則メールにてお願いします。（milst_credit@sbigt.co.jp）

必要資料をPDFで添付にてお送りください。

ご不明な点は、03-5226-0566にお問合せください。